令和6年度 國學院大學出版助成(乙) 募集要項

1. 目的

國學院大學出版助成(乙)は、本学の学術の振興を図る目的で、専任教職員が学術研究の成果を公開する ために刊行する学術専門図書の出版に際して広く学術の発展に資することを目的とする。

2. 助成対象と応募資格

(応募資格)

國學院大學出版助成金の交付の申請をすることができる者は、本学の専任教職員とする。ただし、出版助成(乙)に係る申請は、本学の専任教職員が共同で行うことができるものとする。共同による申請は、執筆者の2分の1以上が本学専任の教職員でなければならないものとし、かつ、共著又は編著のいずれに該当するかにかかわらず、申請者全員の共同による研究の成果を出版するものでなければならないものとする。(國學院大學出版助成に関する規程第2条より)

(助成対象)

- ・学術専門図書であること。
- ・大学、研究所等の機関がその事業として刊行するものでないこと。
- ・出版社の企画によって刊行するものでないこと。

3. 募集する分野

全分野

4. 申請手続

(1)出版助成(乙)を希望する者は「國學院大學出版助成に関する規程」ならびに同施行細則の定めるところにより、所定の期日までに学長に対して、出版助成申請書等を提出する。

(2) 前項の申請を受けた学長は、特別研究助成に関する委員会の議を経て出版助成金採択者を内定し、その結果を申請者に通知する。

5. 助成額

選考の結果、採択された出版物には、1件について100万円を限度として助成する。

6. 申請書等のダウンロードについて

國學院大學ホームページ>教職員の方へ >学内・学外研究費>國學院大學出版助成 https://www.kokugakuin.ac.jp/faculty/researchfunding#4

7. 提出書類

- ①出版助成(乙)申請書 指定用紙 A 4 判印刷 原本 1 部
- ②出版助成(乙)概要 指定用紙 A 4 判印刷 原本 1 部
- ③見積書 各1部 ※出版社 2~3社から見積もりを徴すこと。
- ④執筆原稿 2部
- ⑤日本語以外の言語で申請を行う場合、日本語論文要旨(サマリー)(書式任意) 1部

8. 申請書提出締切日

令和6年7月31日(水)午後4時 厳守

(郵送による提出も、締切日時までに必着のこと)

※採択された場合は、翌年の2月末日までに刊行する。但し、末日が土日の場合は、前日となる。

9. 申請書提出から刊行までのスケジュール

- ① 申請書提出締め切り 令和6年7月31日(水) 午後4時
- ② 評価報告書の提出 特別研究助成に関する委員会は、学部等の長の推薦に基づき、2 名以上の評価委員を委嘱し、評価報告書の提出を求める。
- ③ 特別研究助成に関する委員会 審議
- ④ 助成の可否及び助成額の決定 令和6年10月上旬
- ⑤ 刊行 令和7年2月末日まで

10. 審査方針

「 採択優先順位]

※申請件数が予算予定額を上回った場合

- (1) 出版助成(甲)による採択を受けていないこと
- (2) 研究代表者として、特別推進研究助成金の採択を受けていないこと
- (3) 年齢 (着任からの年数に関らず) 45 才以下の者 を優先する

[留意事項]

※申請件数が予算額を下回る場合であっても、採択しない場合がある。

11. その他

- 他の刊行物制度への重複申請は認めないものとする。
- ② 助成金は、本学のほかの研究費、公私助成金等と混同して使用してはならない。
- ③ 助成金の交付を受けた者は、翌年度の4月末日までに大学に5部献本しなければならない。
- (4) 刊行に際しては、「國學院大学出版助成(Z)」の助成を受けたことを当該刊行物に明記すること。
- ⑤ 助成に関する事務は、研究開発推進機構事務課が担当する。
- ⑥ 助成を受けた者が、研究を中止し、又は助成を辞退するときは、すみやかに研究開発推進機構事務 課を通じて学長に届け出なければならない。
- ⑦ 助成金を受けた者が、就業規則上の懲戒を受けたときは、助成を取り消すことができる。
- ⑧ 刊行は、令和7年2月末日までに行うものとする。

12. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については厳重に管理し、國學院大學特別推進研究助成金事業の業務遂行のために利用する。助成を受けた場合、氏名、出版物名、所属、職、助成額等は、大学ホームページ等に公表する。

13. 研究計画書提出先および申請に係るお問合せ先

学術メディアセンター事務部研究開発推進機構事務課(AMC 棟 5F)

〒150-8440 東京都渋谷区東四丁目 10番 28号

TEL: 03-5466-0104 FAX: 03-5466-9237